

第3章

商標における取組

昨今、経済のグローバル化や、インターネットの急速な普及等による商品や役務の販売戦略の多様化、我が国産業の競争力強化の観点から、商標が果たすべき役割が大きくなってきている。また、目まぐるしく変化する経済社会や、知財制度の国際調和により、商標を取り巻く状況は日々変化している。特許庁では、そうした実情に対応した、適切な商標の保護や利用者の利便性向上のため、様々な取組を行っている。

本章では、商標審査基準の見直しのための取組、商品・役務の分類に関する取組、国際登録制度の周知活動、地域ブランドを商標制度において保護するための地域団体商標制度、商標審査の品質管理に関する取組、早期権利化のニーズに応えるための早期審査制度について紹介する。

1

商標審査基準の見直し

(1) 商標審査基準の全面的な見直し

① 2016年度商標審査基準の改訂

2016年度は、2015年度から引き続き、社会情勢等の変化に対応し、商標審査の予見可能性と一貫性を向上させるため、国内外のユーザーにとって明確かつ分かりやすい商標審査基準とすべく、その記載内容を全面的に見直して改訂を行った。

なお、改訂にあたっては、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会商標審査基準ワーキンググループにおいて、計8回にわたる公開による審議を行った。

② 改訂の概要

上記商標審査基準ワーキンググループにおいて、商取引を取り巻く環境の変化やユーザーニーズ、近時の裁判例等の動向を踏まえた「商標審査基準」の全面改訂に向けた方向性について審議を重ね、その結果を基に、①内容面の観点からは、各条項における用語の定義及び解説並びに事例を追加、②構成面の観点からは、各項目に係る見出しの追加、用語の統一等の点について改訂を行い、新たに商標審査基準改訂第13版として2017年3月に公表した。

商標審査基準改訂第13版においては、主に商標の不登録事由を中心として以下の項目について見直しを行った。

- ・ 公益的な機関等（商標法第4条第1項第1号～第5号）、登録品種（商標法第4条第1項第14号）、ぶどう酒等の産地（商標法第4条第1項第17号）について、対象となる標章の例示、類否判断基準を追加・修正、法文上の語句についての解釈を明記。
- ・ 公序良俗違反について、裁判例を参考に、本号に該当する場合についての類型及び該当例を明記（商標法第4条第1項7号）。
- ・ 他人の氏名又は名称等について、裁判例を参考に、本号に該当する「他人」の範囲、著名性の判断基準等を明記（商標法第4条第1項第8号）。
- ・ 類否判断（外観・称呼・観念の類否、商品・役務の類否、結合商標の類否、取引の実情の考慮）について、基本的な考え方を記載し、外観、称呼、観念の各要素の判断基準を明確にするとともに、例示の追加、見直し。また、出願人と引用商標権者に支配関係があり、かつ、引用商標権者が出願に係る商標が登録を受けることについて了承している場合は、本号に該当しない取扱いを明記

(商標法第4条第1項第11号)。

- ・他人の周知商標（商標法第4条第1項第10号）、商品又は役務の出所の混同（商標法第4条第1項第15号）、他人の周知商標と同一又は類似で不正の目的をもって使用をする商標（商標法第4条第1項第19号）について、基準の趣旨を明確にするなど構成面からの見直し。

- ・商標権管理の利便性向上のため、同一人が同一の商標について出願した場合に、当該出願の指定商品又は指定役務全てが、先願（又は先登録）に係る指定商品又は指定役務と同一の出願をした場合に限り、「商標法第3条の趣旨に反する」との拒絶の理由を通知する取扱いを明記。

2

商品・役務の分類に関する取組

(1) ニース協定に基づく国際分類の変更に関する取組

① ニース協定とは

ニース協定¹は、商標における商品及び役務の国際的に共通な分類（国際分類）を採用することを目的に締結された協定であり、締約国に国際分類の採用を義務づけている。我が国は、1990年2月20日に本協定に加入し²、サービスマーク登録制度が導入された1992年4月1日からこの協定に基づく国際分類を主たる体系³として使用している。

ニース協定の加盟国は、2017年3月現在84の国・地域に及び、また、ニース協定による国際分類は、未加盟国も含めて150以上の国及びWIPO（国際登録）⁴、EUIPO等の政府間

機関により使用されている。

② ニース協定に基づく国際分類の変更

国際分類の変更は、ニース協定に規定された専門家委員会⁵が行っており、①類の変更又は新たな類の設定を伴う「修正」⁶と、②注釈を含む類別表の変更、アルファベット順一覧表の商品又は役務の追加、削除、表示の変更等からなる「その他の変更」⁷がある。

2017年1月1日発効の国際分類第11-2017版は、2016年4月にWIPOで開催された、専門家委員会第26回会合において決定された「その他の変更」及び第22回会合から第26回会合において決定された「修正」を反映したものである。

1 正式名称を「1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定」という。

2 当時は国際分類を副次的な体系（標章の登録に関する公文書及び公の出版物（例：商標公報、商標登録原簿）に国際分類の類の番号を併記し、文献の検索等において国際分類を補完的に使用すること。）として使用していた。

3 標章の登録に関する公文書及び公の出版物に国際分類の類の番号を記載し、文献の検索等において国際分類を主たる分類として使用すること。

4 「3. 国際登録制度（マドリッド協定議定書）の周知活動」参照。

5 2010年までは版の改正に合わせて5年に1度の開催であったが、2012年以降は、頻繁に変更する商品・サービス表示をニース国際分類に反映するために毎年開催している。

6 5年に1度の版の更新時に反映される。次回は2022年発効予定の第12版に反映予定。

7 毎年発効する新追加版に反映される。

2-3-1図 国際分類第11-2017版における主な追加

| | 英語表記 | 日本語訳 |
|------|--|--------------------------------|
| 第7類 | rubber tracks being parts of crawlers on construction machines | 土木機械用ゴムクローラ |
| 第9類 | humanoid robots with artificial intelligence | 人工知能搭載のヒューマノイドロボット |
| 第12類 | electric bicycles | 電動自転車 |
| 第15類 | melodicas | 鍵盤ハーモニカ |
| 第16類 | washi | 和紙 |
| 第39類 | cash replenishment of automated teller machines | 現金自動預金支払機への現金補充 |
| 第41類 | sado instruction [tea ceremony instruction] | 茶道の教授 |
| 第43類 | reception services for temporary accommodation [management of arrivals and departures] | 一時宿泊施設の提供のための受付及び案内（到着及び出発の管理） |
| 第43類 | washoku restaurant services | 和食の提供 |
| 第45類 | kimono dressing assistance | 着物の着付け |

(2) WIPO・Madrid Goods & Services Manager (MGS)における協力

「Madrid Goods & Services Manager (MGS)」とは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願においてWIPOで認められる商品・役務表示を集めたデータベースである。

日本国特許庁は、これまでWIPOに対し、MGSに掲載の商品・役務表示の日本語訳や採否情報を提供してきたところ、2014年8月にWIPOと新たに締結した協力覚書に基づき、我が国が用いている類似群コード情報についてもWIPOへ提供してきた。

2016年3月、類似群コードを用いて商品・役務表示を調査できるMGS新機能がリリースされ、我が国のユーザーは、マドリッド協定議定書に基づく国際出願をする際に、新たに、慣れ親しんだ日本の類似群コードを使用してWIPO及び主要なマドリッド協定議定書加盟国で認められる英語の商品・役務表示を調査することが可能になった。

(3) 日韓両庁の協力プロジェクト: 日韓類似群コード対応表の作成・公表

① 日本国特許庁における類似群コードについて

出願された商標が、他人の登録商標と同一又は類似の商標であって、かつ、出願に係る指定商品又は指定役務が同一又は類似のもの

である場合は、商標登録を受けることはできない（商標法第4条第1項第11号）。

日本国特許庁では、出願された商標が拒絶理由に該当するか否かを審査するに当たり、出願された商標の指定商品又は指定役務と他人の登録商標の指定商品又は指定役務との類否を「類似商品・役務審査基準」（約6千4百件の商品及び役務を掲載）に基づいて判断している。

この「類似商品・役務審査基準」は、生産部門、販売部門、原材料、品質等において共通性を有する商品、又は提供手段、目的若しくは提供場所等において共通性を有する役務をグルーピングし、同じグループに属する商品群又は役務群は、原則として、類似する商品又は役務であると推定するものとしている。

そして、各グループの商品又は役務には、数字とアルファベットの組合せからなる5桁の共通コードである「類似群コード」を付している。

審査実務上、同じ類似群コードが付された商品及び役務については、原則としてお互いに類似するものと推定される。

② 日韓類似群コード対応表の作成・公表について

日本国特許庁と韓国特許庁は、両庁の合意に基づき、日韓両庁が商標審査においてそれ

それぞれ使用している類似群コードの対応関係を示す「日韓類似群コード対応表」（以下「対応表」という。）を作成する協力プロジェクトを推進している。

日本国特許庁は、2017年1月、ニース国際分類〔第11-2017版〕（2017年1月1日発効）対応の対応表、同年3月、TM5 IDリスト収録の商品・役務（約1万7千件）についての対応表を作成し、日本国特許庁のウェブサイトにおいて公表した¹。

対応表を活用することにより、我が国及び韓国のユーザーは互いの国に商標登録出願する際の出願前サーチ等の参考にすることができ、審査結果の予見性が向上し、出願の適正化を図ることができる。

(4)日台類似群コード対応表の作成・公表

（公財）交流協会（現：日本台湾交流協会）と亜東関係協会（現：台湾日本関係協会）が、日本と台湾のそれぞれの商標審査で使用され

ている類似群コードの対応関係を示す一覧表（日台類似群コード対応表）を2016年に引き続き作成・公表することは、日台双方の出願人の商標権の迅速な取得に資するとの認識で一致したことを受けて、日本国特許庁は、2017年2月、ニース国際分類〔第11-2017版〕に対応した日台類似群コード対応表を作成・公表した²。

(5)ニース国際分類と類似商品・役務審査基準の統合

日本国特許庁は、ユーザーの利便性を向上させ、特許庁における審査の予見性と一貫性の更なる向上を図るため、「類似商品・役務審査基準」の内容を大幅に拡充することとして、「ニース国際分類」の商品及び役務（約1万件）を参考表示として掲載した「類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2017版対応〕」を作成し、2016年12月に公表した³。

3

マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録制度⁴に関する取組

(1)未加盟国等への加盟支援及び周知活動

特許庁は、ASEAN各国の加盟の促進及び加盟国の官庁業務運営の円滑化に貢献するため、2016年度も以下の取組を実施することにより、我が国がマドリッド協定議定書に加盟

した際の経験や同議定書に基づく商標の国際登録制度の効果的活用に係る知見等を伝えるとともに、各国の加盟に向けた進展や課題等についての情報交換に努めている。

- | | | |
|-------|-----|--|
| 2016年 | 5月 | 新規加盟国ラオスへ特許庁職員を派遣しマドプロ実務研修を実施 |
| | 6月 | インドネシアマドプロ加盟準備調査団の受入れ 未加盟国に対する招へい研修「マドプロ商標審査コース」（タイ） 新規加盟国カンボジアへ特許庁職員を派遣しマドプロ実務研修を実施 |
| | 7月 | 未加盟国に対する招へい研修「マドプロ商標審査コース」（インドネシア） |
| | 11月 | 加盟国に対する招へい研修「商標実体審査コース」（フィリピン、メキシコ、コロンビア、カザフスタン、インド） |

1 https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/jpo_kipo-ruiji2017.htm

2 https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/h29-3jpo_kipo_tm5.htm

3 https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/jpo_tipo-ruiji2017.htm

4 http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/ruiji_kijun11-2017.htm

4 国際登録制度の概要：締約国の一国の官庁（本国官庁）に出願又は登録されている商標を基礎として、保護を求める締約国官庁（指定国官庁）を指定した願書を、本国官庁を通じてWIPO国際事務局に国際登録出願する。かかる国際登録出願は、WIPO国際事務局が管理する国際登録簿に国際登録され、WIPO国際事務局から送付された指定通報に基づき、指定国官庁が1年又は各国の宣言により18か月（我が国は18か月）以内に拒絶の理由を通報しない限り、上記指定国において保護を受けることができる。

- 12月 マドプロリージョナル会合の実施（ASEAN 及び SAARC（南アジア地域協力連合）の知的財産庁 16 か国及び WIPO が参加）
- 2017年 1月 未加盟国に対する招へい研修「商標審査実務（基礎）コース」（マレーシア、ラオス、ブラジル、アルゼンチン、チリ、ペルー、南アフリカ、ケニア）
- 2月 新規加盟国に対する招へい研修「マドプロ商標審査コース」（カンボジア）
- 3月 新規加盟国ブルネイへ特許庁職員を派遣しマドプロ実務研修を実施

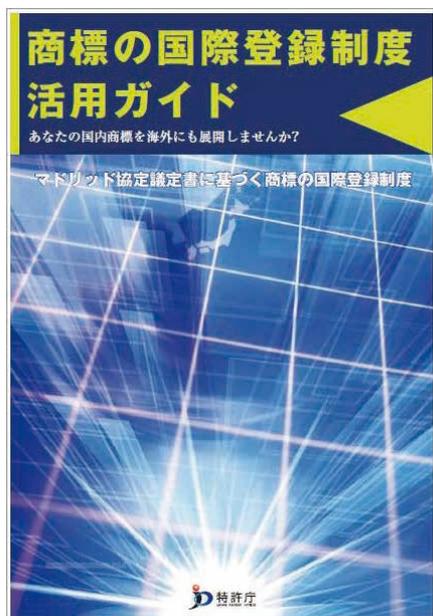
(2)国内における周知活動

2016年秋に、特許庁主催の知的財産権制度説明会（実務者向け）において「商標の国際登録制度（マドリッド制度）について（出願実務）」と題した説明を東京、大阪、名古屋の3都市で実施し、制度の概要や本国官庁としての日本国特許庁に対する手続を中心に、WIPO 国際事務局に対する手続、指定国官庁としての日本国特許庁に対する手続についての説明を行った。同説明会においては、国際登録制度の出願実務を理解するためのテキスト

を配布した¹。

このような説明会とは別に、業界団体や企業、代理人とのコミュニケーションを図り、商標の国際登録制度の利便性や利用状況について意見聴取をするとともに、同制度に関する手続の疑問点等について説明することで、その普及に努めている。

また、同制度の要点をまとめたパンフレット「商標の国際登録制度活用ガイド」を作成・配布した²。



パンフレット「商標の国際登録制度活用ガイド」



マドプロリージョナル会合（2016年12月）

1 http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/h28jitumu-madopro.htm
 2 http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/panhu.htm

4

地域団体商標に関する取組

(1)地域団体商標制度とは

地域名と商品（サービス）名を組み合わせた地域ブランドを、商標権としてより適切に保護するため、2005年に商標法が一部改正され、2006年4月に地域団体商標制度が施行された。この制度は、地域の事業者団体による積極的な活用によって、地域経済の持続的な活性化につなげることを目指し、導入されたものである。これにより、地域名と商品（サービス）名とを組み合わせた商標を、地域団体商標としてより早い段階で商標登録することが可能となり、便乗使用を排除することができることとなった。また、地域ブランド活動を展開していこうとする事業者には、権利化へのインセンティブとなり、地域活性化につながっていくことが期待されている。さらに、商標登録された地域団体商標を有効に活用し、ブランド管理を徹底すること等によってブランド力を高め、発展段階の地域ブランドが全国的に認知されるブランドへと成長していくことが期待されている。

(2)地域団体商標の出願・登録状況

①出願状況

地域団体商標の出願は、2006年4月1日出願の受付を開始し、2017年3月末までに1,165件が出願された。地域別に見ると、北海道52件、東北100件、関東・甲信越199件、北陸86件、東海144件、近畿291件、中国71件、四国41件、九州129件、沖縄43件、加えて外国から9件の出願があった。

②登録状況

地域団体商標の登録は、2017年3月末までに605件が登録されている。分野別に見ると、「工芸品・かばん・器・雑貨」81件、「食肉・牛・鶏」59件、「織物・被服・布製品・履物」57件、「野菜」57件、「加工食品」55件と、工業製品や農林水産品、加工食品の登録が多い。

登録件数を都道府県別に見ると、京都府が62件と圧倒的に多く、兵庫県、岐阜県、石川県、北海道と続く。

2-3-2図 地域団体商標の産品別内訳一覧表

産品別登録内訳一覧表 登録数^{※1} 605件

2017年3月31日時点

| | | | |
|---------|---------|----------------|-----------------------|
| 野菜 | 米 | 果実 | 食肉・牛・鶏 |
| 57件 | 7件 | 45件 | 59件 |
| 水産食品 | 加工食品 | 牛乳・乳製品 | 調味料 |
| 45件 | 55件 | 7件 | 16件 |
| 菓子 | 麺類・穀物 | 茶 | 酒 |
| 11件 | 13件 | 16件 | 13件 |
| 清涼飲料 | 植物 | 織物・被服・布製品・履物 | 工芸品・かばん・器・雑貨 |
| 1件 | 3件 | 57件 | 81件 |
| 焼物・瓦 | おもちゃ・人形 | 仏壇・仏具・葬祭用具・家具 | 貴金属製品・刃物・工具 |
| 28件 | 15件 | 37件 | 9件 |
| 木材・石材・炭 | 温泉 | サービスの提供（温泉を除く） | 産品別の累計数 ^{※2} |
| 14件 | 43件 | 20件 | 652件 |

（備考）一登録案件で複数の産品を指定している案件があるため、登録数^{※1}と産品別の累計数^{※2}は異なります。

（資料）特許庁作成

2-3-3図 都道府県別登録件数上位10

| 都道府県 | 件数 |
|------|----|
| 京都府 | 62 |
| 兵庫県 | 35 |
| 岐阜県 | 29 |
| 石川県 | 29 |
| 北海道 | 28 |
| 静岡県 | 22 |
| 東京都 | 18 |
| 福岡県 | 17 |
| 福井県 | 16 |
| 愛知県 | 15 |
| 三重県 | 15 |
| 広島県 | 15 |
| 沖縄県 | 15 |

(資料)特許庁作成

(3)地域団体商標の周知活動

特許庁では地域団体商標制度の周知を図るため、2005年度から、法改正の概要や審査・運用について全国で説明会を実施している。あわせて、地域団体商標の制度の概要等について分かりやすく説明したパンフレットを頒布し、利用者への制度の周知及び利用促進を図っている。また、2017年3月には、地域団体商標制度の更なる普及を促すため、2016年

12月末までに地域団体商標登録された商品や役務の内容について紹介した冊子「地域団体商標事例集 2017」を作成し、地域団体商標制度説明会等の参加者や、各都道府県・市区町村・商工会、商工会議所、観光協会、既権利者等に配布し、対外的に広く普及活動を行っている。

本冊子は、地域団体商標 598 件の紹介とともに、名称表示がバラバラだったところを、地域団体商標取得をきっかけに名称統一し、更なる売上げ増加、ブランド価値向上へつながったという事例や、地域団体商標取得をきっかけに、地元で地域ブランドとしての認識が広がり、市内スーパー全店舗での取扱いになった事例等、実際の登録権利者からの声を中心に活用事例を 13 例掲載している。その他、新たに登録された 11 件の「商品・サービスの特徴」の紹介や、地域団体商標制度の概要等を分かりやすく掲載している。加えて、地域団体商標に関する特許庁の支援策、地域団体商標と地理的表示 (GI) の活用 Q&A、地域団体商標権の存続期間更新のお知らせ等を掲載している。



パンフレット「地域団体商標制度」と、冊子「地域団体商標事例集 2017」

地域団体商標活用事例

2017年3月に作成した冊子「地域団体商標事例集 2017」の中から、名称表示がバラバラだったところを、地域団体商標取得をきっかけに名称統一し、さらなる売上げ増加、ブランド価値向上へつながったという事例や、地域団体商標取得をきっかけに、地元で地域ブランドとしての認識が拡がり、市内スーパー全店舗での取扱いになった事例を2件御紹介いたします。

『びらとりトマト』は、平取の冷涼な気候にはぐくまれ、のびのびと育った真っ赤なおいしいトマトです！

■商標：びらとりトマト（登録番号：第5503346号）

■権利者：びらとり農業協同組合

■指定商品又は役務：日高支庁沙流郡平取町地域及び近隣地域（日高支庁沙流郡日高町地域）で生産され平取町農業協同組合で共同選果されたトマト

(1) 従来におけるブランド保護の取組

平取（びらとり）町は、北海道日高地方の西端に位置し、日高山脈を源とした清流、沙流川沿いに広がっており、北海道のなかでも更に冷涼な気候のもと、トマトの一大産地となっています。平取町では、100ヘクタール以上のトマトのハウス栽培を行っています。これは北海道の大玉トマトの4割近くに当たる栽培面積です。しかし、ただ沢山作っているだけでなく地域の気候と作りのこだわりをもって、味わいのある美味しいトマトづくりを目指しています。

従来からのブランド保護の取組としては、「びらとりトマト」という名称よりも、びらとり農業協同組合から出荷する産品に使用しているブランドである「ニシバの恋人」の名称を全面にだして販売を行っていました。そのため、「びらとりトマト」というブランドの普及については、当時はあまり活動できていない状況でした。



(2) 地域団体商標権利取得後の効果

従来からブランド意識を組合員は皆持っていましたが、名称が統一されたことで、生産者である組合以外の流通、販売に関わる業者にも「びらとりトマト」という名称を使っていこうという意識が生まれてきたように思います。売上げ自体は地域団体商標取得前から取得後も継続して伸びてきています。それは数量の伸びもあるのですが、単価の上昇も影響していると思います。これは名称を統一したことなどが影響して、「びらとりトマト」のブランドが市場に認められてきたことの証ではないかと考えています。

そのほかの効果としては、量販店さんは通常、そのときのセール品コーナーなどを時期にあわせて変更していくものですが、「びらとりトマト」は、出荷時期が長いので、長い期間「びらとりトマト」という表示をしながらコーナー販売をしていただけており、より名称の普及が図られているように思います。しかも、それで実際、販売実績もでているので量販店さんも続けてくれているのだと思います。商標権を取得してよかったと思う点は、やはり、継続して生産から販売にいたるまでの関係者が「びらとりトマト」という名称を使ってくれるようになったことだと思います。



『氏家うどん』は、素朴さが特徴のおいしい田舎風うどんです！

■商標：氏家うどん（登録番号：第5817109号）

■権利者：氏家商工会

■指定商品又は役務：栃木県さくら市氏家地区で生産された小麦を使用したうどんの麺
 栃木県さくら市氏家地区で生産された小麦を使用したうどんの提供

(1) 従来におけるブランド保護の取組

氏家（うじいえ）町は、栃木県の中部に位置していた町で、平成17年に隣の喜連川町と新設合併し、さくら市となったため現在は存在しません。元々は、奥州街道と会津中街道の分岐する宿場町として発展し、鬼怒川の河港が開かれてからは、市場町として発展してきました。

従来におけるブランド保護の取組としては、10年くらい前に、さくら市役所から予算事業として、氏家商工会の方で、地域ブランドを振興する取組をやってくれないかと依頼がありました。地域ブランドとして何を振興していくかという話の中で、旧氏家町の小麦の生産量が、このあたりの地域（塩谷郡）の中では83%を占めることから、「うどん」を推進していこうという話になりました。加えて、市町村合併で地域の名称がなくなっていく中、「氏家」という地名は、このあたりの人に郷愁を感じさせることから、「氏家」という地名を採用することとしました。以前から、このあたりは農業が主であり、お昼と夜の間の時間帯（このあたりでは「こじはん」と呼びます）に、小腹が空いた時に食していたものが「うどん」でした。うどんと言えば白く、コシのある、「讃岐うどん」、また、太くて柔らかい「伊勢うどん」といった特徴がありますが、その中で、我々は「郷愁を誘う田舎うどん」でやっという話になりました。

ブランド振興の第一段階として、氏家商工会主催の「氏家商工まつり」というイベントで、平成17年から素人うどん打ち大会を開始し、今後のキャンペーンパーソンになってもらうべく、コンテスト形式で「うどん打ち素人名人」を選出しました。また、各小学校にも参加してもらうなど、地域密着で「氏家うどん」を地域に根付かす活動を行っていきました。平成20年には、農商工連携法ができたタイミングとも重なり、原料となる小麦の提供についても農協さんから色々協力をもらえるようになりました。平成23年には、技術交流などを目的に讃岐うどんとのコラボ企画を開催し、関係者の方々に氏家商工まつりに来ていただいたりしました。

(2) 地域団体商標権利取得後の効果

地域団体商標を取得してよかったと思う点は、地域団体商標の取得前は、市内のスーパーでも扱ってくれるところは少なかったですが、地域団体商標を取得した後は市内のスーパーの全店舗が「氏家うどん」を扱ってくれるようになりました。飲食店に関しても地域ブランドということで「氏家うどん」を扱うところが増えました。また、商工会全国初ということもあり地域団体商標を取得したことによって一気に知名度は上がったと思います。特に製麺業界ではそれなりに知れ渡ったと思っています。



やはり、地域団体商標を取得しているうどんは「良いうどん」という認識をもってきているように思います。そのほかにも、地域団体商標を取得したことで、市の計らいで道の駅に「氏家うどん」の大々的なコーナーができる予定です。



5

商標審査の品質管理

(1) 商標審査の品質管理の取組経緯

商標審査の質の維持及び向上は、適切な商標権の保護を可能とし、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、消費者の利益を保護することと併せ、各事業者等が円滑な経済活動を行う上で欠かせないものである。

これまでも質の向上のために各種取組を行ってきたところ、品質管理に関する企画立案体制の更なる強化を図り、審査の品質管理について客観的かつ一元的な管理を行うべく、2016年4月に商標課に品質管理班を設置した。また、庁内組織である商標審査品質管理委員会が、品質管理班が企画・立案する各種施策について助言を行い、方針を決定している。今後も、審査官一人一人が問題意識を持って審査の質の向上を図るとともに、商標審査部門全体としても組織的に品質管理の取組を実施していくために必要な体制の整備及び各種品質管理の施策を進めていく。

(2) 取組の内容

① 品質ポリシー・品質マニュアルの公表

ブランドの保護育成及び消費活動の円滑化への貢献に向けて商標審査の質を維持・向上するための品質管理の基本原則を示した「商標審査に関する品質ポリシー」を2014年に公表した。また、商標審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文書化し、品質管理の統一的な実施を目的とした「商標審査の品質管理に関するマニュアル」も2014年に公表しており、2016年度は、上記した商標課品質管理班設置に伴う実施体制の修正等、商標審査の品質管理に関する新たな施策等の実施に応じて改訂を行った。

② 品質保証

調査手法や知識等を共有化し、審査官相互の知見を結集して迅速・的確な判断を行うため、審査官間等で意見交換を行う協議を実施している。また、審査官が行った審査の内容(審査の判断や通知文書の記載等)については審査長等が全件チェック(決裁)を行っている。

③ 品質検証

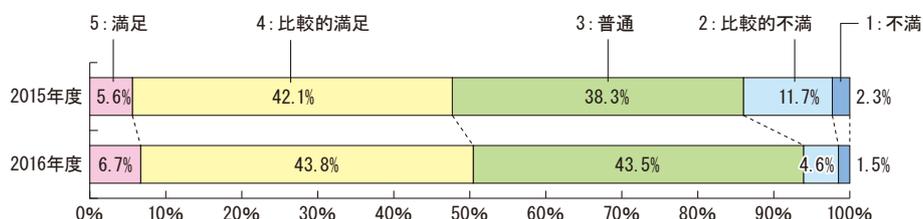
a. 品質監査

決裁が終了した案件からサンプルを抽出し、その審査内容について品質管理官が監査を行っている。2016年度は10名の品質管理官が3,000件について監査を実施した。品質監査の結果については分析を行い、抽出した課題に対する対応方針を策定し、各種品質関連施策に反映させている。また、担当審査官・審査長等に対して個別に結果を通知し、審査の質の改善を進めている。

b. 商標審査の質に関するユーザー評価調査

商標審査の質全般及び特定の出願における審査の質について、ユーザーからの指摘を通じて改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映するべく、アンケート形式でユーザーからの評価、意見等を収集し、分析を行っている。2016年度は国内企業等400者を対象に実施し、商標審査に関する全体としての質に対して「満足」及び「比較的満足」の回答を合わせた割合は50.5%であった。

2-3-5図 ユーザー評価調査の結果



(3) 審査品質管理小委員会

特許庁における品質管理の実施体制・実施状況についての客観的な検証・評価を受け、それを審査の品質管理システムに反映することを目的として、2014年8月に産業構造審議会知的財産分科会の下に、外部有識者からな

る審査品質管理小委員会を設置した。2016年度は、当該年度に特許庁が実施している品質管理の実施体制・実施状況について、本委員会において作成された評価項目及び評価基準に基づき評価を受け、品質管理の実施体制・実施状況に関する改善点の提言を受けた¹。

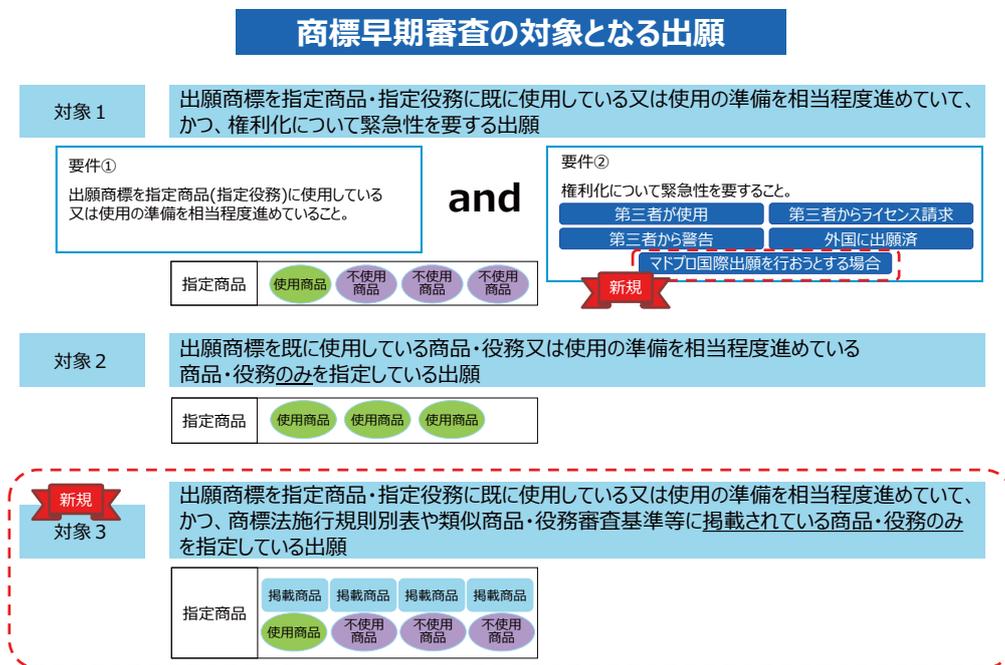
6 出願人のニーズを踏まえた早期審査の運用

(1) 商標早期審査の対象

商標登録出願についての早期審査は、模倣・侵害事件が生じている出願に関する早期権利化のニーズ、経済活動のグローバル化等を踏まえ、1997年9月に開始した。早期審査の対象となる出願は、当初は2-3-6図の「対象1」のみであったが、制度の更なる利用拡大を図り、早期権利化の要望に応えるため、

2009年2月から「対象2」の追加、2016年2月から「対象3」の追加及び「対象1」のさらなる対象の拡大を行った。さらに、震災により被害を受けた地域については、知的財産の面からも震災復興を支援していくことが必要と考え、2011年8月より、被災地の企業等に対して、時限的に早期審査の対象を拡大することとした。

2-3-6図 商標早期審査の概要



(備考)

- 対象1の「権利化について緊急性を要する出願」とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - 第三者が許諾なく、出願商標又は出願商標に類似する商標を出願人若しくはライセンシーの使用若しくは使用の準備に係る指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について使用しているか又は使用の準備を相当程度進めていることが明らかな場合。
 - 出願商標の使用について、第三者から警告を受けている場合。
 - 出願商標について、第三者から使用許諾を求められている場合。
 - 出願商標について、出願人が日本国特許庁以外の特許庁又は政府機関へも出願している場合。
 - 出願商標について、出願人がマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願の基礎出願として国際登録の出願を行う場合
- 対象2の指定商品・指定役務中に、出願商標を使用していない又は使用の準備を相当程度進めていると認められない商品・役務を含む場合には、早期審査の申出以前（同時でも構わない）に、それを削除する補正が必要となる。
- 対象3の指定商品・指定役務中に、商標法施行規則別表、類似商品・役務審査基準及び商品・サービス国際分類表（ニース分類）に掲載されていない商品・役務を含む場合には、早期審査の申出以前（同時でも構わない）に、それを削除する補正が必要となる。

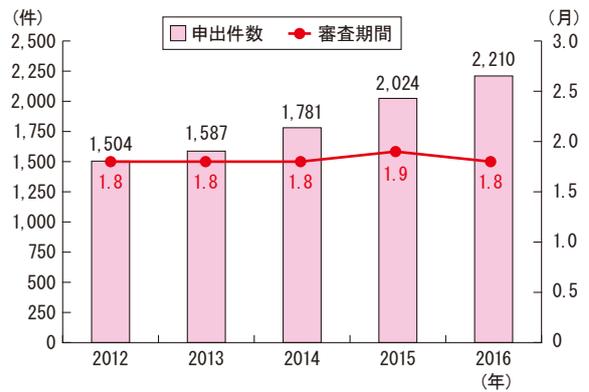
1 http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/shingikai/hinshitsukanri_menu.htm

(2)商標早期審査の動向

2016年の申出件数は2015年に比べて9.2%増加し2,210件であった。また、申出から審査結果の最初の通知が發送されるまでの期間は、平均1.8か月であった。

2-3-7図

早期審査の申出件数・審査期間の推移



(備考) 審査期間：申出から審査結果の最初の通知が發送されるまでの期間
 (資料) 統計・資料編 第2章 18. (1)